

議案第5号

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年2月4日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 橋 川 渉

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。